

# 虐待防止委員会規程

令和4年4月1日施行

特定非営利活動法人  
ふれんど久米

(委員会の設置)

第1条 特定非営利活動法人ふれんど久米が運営する就労継続支援 B 型事業所（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービスにおいて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権擁護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の目的)

第2条 この規程は委員会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は理事長が指名する者とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員の選任については、当事業所の管理者及びサービス管理者、その他必要とされる者の中で委員長が指名したものとする。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

5 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

6 委員長は虐待防止責任者を兼ねるものとする。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、年1回以上開催する。

2 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。

3 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、虐待の発生又はその再発防止等のための措置として、職員倫理要領を職員に周知し行動規範とするなど職員の虐待防止意識の向上を図るとともに、虐待防止に係る研修を年1回以上実施するなど虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか検証し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 3 委員会は、虐待や虐待通報があるとき、又は、虐待の恐れがあるときは、虐待防止責任者と連携をもって、虐待防止委員会において対応する。

## 虐待防止委員会名簿

(令和4年4月1日)

所属等	氏名	備考
委員長・虐待防止責任者	岡 完 治	管理者
副 委 員 長	古 金 麻里子	サービス管理責任者
委 員	三 宅 眞由美	生活支援員
〃	安 藤 直 美	〃
〃	鳥 取 かよ子	〃
〃	松 永 啓 子	職業指導員
〃	高 橋 直 子	〃
〃	井 上 直 子	理事
〃	片 島 美登利	〃
〃	片 山 弘 枝	監事